

おおぞら保育園重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日

保育の提供の開始に当たり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	一般社団法人おおぞら保育園
所在地	多賀城市高崎一丁目 21-1
電話番号	022-385-7608
代表者氏名	代表理事 黒川 恵子

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所 A 型	
施設の名称	おおぞら保育園	
施設の所在地	多賀城市高崎 1 丁目 21-1	
連絡先	電話番号 022-385-7608 携帯電話 080-6052-1956 FAX 022-385-7855	
管理者	園長 黒川恵子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童（原則 3 歳未満児）	
利用定員	0 歳	2 人
	1 歳	4 人
	2 歳	6 人
開設年月日	平成 31 年 1 月 1 日	
認可年月日	平成 31 年 1 月 1 日	
確認年月日	平成 31 年 1 月 1 日	
事業所番号	0420952000016 番	

※ 3 歳以上児については、原則として保育所等への転所という取扱いとなります。

3 サービスの目的・運営方針

おおぞら保育園（以下「本園」という。）は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭や地域との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、安定した環境のもとで十分自己を発揮できるようにし、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 本園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- (5) 本園は、保育目標「元気で、明るく、心豊かな子どもを育てる」を達成すべく事業を実施するものとする。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	728.098 m ²
	園庭	34.2 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	162.3 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほし組(0歳児クラス) ※ほふく室兼
保育室①	1室	そら組(2歳児クラス)
保育室②	1室	にじ組(1歳児クラス)
保育室③	1室	にじ組(1歳児クラス)
調理室	1室	
調乳室	1室	
洗面・浴室	各2室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
副主任保育士	1	
保育士	11	
准看護師	1	
栄養士兼調理	1	
用務員	2	

本園では、多賀城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成26年多賀城市条例第13号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

員数については、原則の配置数となりますので、退職等により一時的にこれを下回ることがあります。

保育士の員数については、児童の人数等の状況、雇用形態の違い等により、これを上限とする場合があります。

【各職種の勤務体系】

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7：00～19：00）のうち8時間0分
主任保育士 副主任保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）のうち園長が指定する8時間0分
保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）のうち園長が指定する時間（常勤8時間0分、非常勤5時間～6時間程度）
准看護師	勤務時間帯（7:00～19:00）のうち園長が指定する時間（非常勤5時間～6時間程度）
栄養士 兼調理	勤務時間帯（8：00～17：00）のうち園長が指定する時間
用務員	勤務時間（8:00～17:00）のうち園長が指定する時間（非常勤3.5時間～6時間程度）

- ※ ローテーションにより、各保育士・職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日は休園となります。

また、災害等によりやむを得ない場合は、臨時で休園することがあります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の時間のうち保護者が保育を必要とする時間とします。

7:00～7:30	8:00～16:00	～18:30	18:30 19:00
〃	保育短時間	延長保育(2)	〃
延長保育(1)	保育標準時間 7:30～18:30		延長保育(3)

- ※1. 延長保育(2)は、保育短時間保育ご利用の場合にのみ発生します。
- ※2. 延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。
- ※3. 延長保育につきましては、概ね月齢18ヶ月以上からのご利用となります。
対象は、延長保育(1)、延長保育(3)です。

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省第 117 号）を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、次のとおり食事の提供を行います。

ア 0 歳児 一人ひとりの成長に応じ、ミルク・離乳食・幼児食へと移行します。

イ 1 歳児及び 2 歳児 午前間食、昼食、午後間食

※ 一人ひとりの成長の段階に応じた内容とするため、上記と異なる対応である場合があります。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーについても別途対応しています。

※ 延長保育(3)を行う場合には、延長保育(3)の時間に入ってから補食を行います。

ウ 食育の一環として、野菜作りをし、食べ物への感謝の心や、食べ物の大切さを学び自然に対する興味や関心を持てるような保育をいたします。

エ 自然豊かな環境を利用して、出来る限り戸外でのびのび活動するとともに、散歩をしてしっかり大地を踏みしめて歩くことで心身の発達を促すよう保育いたします。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けたお住まいの本園、その市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、非課税世帯の児童は保育料が無償化されます。

延長保育については、本園に対し、本園が定める保育料をお支払いいただきます。ご利用は、月曜日から金曜日

※ 7 保育を提供する時間 延長保育 (1) (2) (3) とする

(1) 延長保育(1) 月額 2,000 円

(2) 延長保育(2) 月額 1,100 円 ※短時間保育利用児

(3) 延長保育(3) 月額 2,000 円

(4) 1 日単位での料金 日額 200 円※(1)(2)(3)の月契約をしていない場合の料金

※AM7:30 分前、PM6:30 分を過ぎて保育をする場合は延長保育のお手続きをお願いします。（保育標準時間を超えてご利用の場合）

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
 お支払方法については、別途お知らせします。

10 連携施設

本園の連携施設は、次のとおりです。

事業所名	住所	連携の内容	連携協定締結日
認定こども園東幼稚園・あずま保育園	多賀城市浮島1丁目 31-5	・卒園後の受入れ ・集団保育の機会の設定および保育の適切な提供に必要な相談、助言。	平成30年12月20日
社会福祉法人はるかぜ福祉会 多賀城はるかぜ保育園	多賀城市高橋4丁目1-6	・保育の代行 ・職員育成研修、講演会への参加 ・卒園後の受け入れ	平成30年12月25日

※卒園後の受け入れを必ずお約束できるものではありません。

11 利用の開始に関する事項

本園では、市からの調整後、面談等の審査を行い（主に集団保育が可能かという視点での審査です）、本園での保育が可能と判断された場合は、別に定める契約書を締結します。

契約書には、この重要事項説明書の内容が主に記載されています。

12 利用の終了に関する事項

本園では、次の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 3歳に達した年の年度末を迎えたとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 特例地域型保育給付費の支給対象であった保護者が、特例地域型保育給付費の対象でなくなったとき。
- (4) 特別の事由がなく引き続き20日以上欠席したとき。
- (5) 入所児童の保護者が保育上の指示に従わないとき。
- (6) 感染症又は保育に支障のある疾病にかかっているとき。
- (7) 退所の届出があったとき。
- (8) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 3 申請内容の変更に関する事項

教育・保育給付認定の申請書類に変更が生じた場合には、教育・保育給付認定申請書兼記載内容変更届の記載をお願いしています。変更が生じる月の前月の25日までにご提出ください。

提出がない場合、保育料に不利益な影響がある場合がありますので、変更があった場合は、速やかに本園又は多賀城市までお問い合わせください。

1 4 秘密保持

本園では、管理者及び職員並びに職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員に対して、厳しく指導をしています。

また、児童に関する情報についても、法の規定がある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。ただし、地方公共団体等が収集する場合で事務の執行上やむを得ないと認められる場合及び児童の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

提供する場合にあっては、提供したものに対して、本人の同意なく他の目的又は他の施設等への使用又は提供を行わない旨誓約させます。

1 5 嘱託医

本園は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	じょうなんファミリークリニック
医 院 長 名	更科 広記 医師
所 在 地	多賀城市城南一丁目 10-6
電 話 番 号	022-781-7725

(2) 歯科

医療機関の名称	城南歯科クリニック
医 院 長 名	山崎 慎司 医師
所 在 地	多賀城市城南一丁目 19-22
電 話 番 号	022-389-2008

1 6 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の別途指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。ただし、児童のかかりつけの医療機関が休診日等診察が行えない状況であり、かつ、緊急連絡先との連絡が速やかに行えない場合には、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することがあることを御承知おきください。

17 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 黒川 恵子 ・窓口担当者 赤間 真衣 ・利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 022-385-7608 F A X 022-385-7855 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	*①	電話番号 多賀城高崎地区 区長 様
行政機関	宮城県 子育て社会 推進課	保育支援班 電話番号 022-211-2529
	多賀城市 子ども政策課	子ども政策係 電話番号 022-368-1611 幼保支援係 022-368-1605 子育て支援係 022-368-1601
	多賀城市 子ども家庭課	家庭支援係 電話番号 022-368-1108

※ 本園では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 本園では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的取り扱いを行いませんので、御安心ください。

*① 変更中の為、後日記載しお知らせします。

18 不当介入、不当要求に対する措置

本園は、当局の指導により、保育所の運営に当たり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告します。

また、暴力団員ではない保護者等からの不当要求を受けた場合にも、これに準じた対応を行います。

19 児童虐待(DV)に対する措置

本園では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見した時は、関連機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽にご相談ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、本園、児童相談所(電話 189)又は市役所子育て支援課子ども家庭係までご連絡ください。

20 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導標識 ・火気警報機 ・ガス漏れ報知機 ・消火器 ・その他、カーテン、敷物、等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用食糧 ・飲料水 ・日用品 ・自家発電装置等

21 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容	保険金額
施設賠償責任保険	施設の構造上の欠陥や管理不備により事故が発生した場合（地震・津波・噴火・洪水・戦争等により生じた損害には保険金は支払われません。）	対人対物(1名)あたり 1億円迄 1事故 5億円迄
生産物賠償責任保険 (食中毒)	園内で調理された給食により集団食中毒が発生した場合（保険所所長に届け出があったものに限ります。）	対人(1名) 1億円 1事故 3億円
傷害保険	登園後の園内でのケガ・散歩中のケガの他、園から自宅までの登園降園時のケガの場合(交通事故・地震等によるケガは支払われません。)	死亡 8百万円 入院(1日) 5千円 通院(1日) 3千円 1名あたり
災害共済	日本スポーツ振興センターの災害共済	別紙にて説明

22 本園におけるその他の留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、本園内における他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

本園における保育の提供を開始するに当たり、おおぞら保育園重要事項説明書（特定保育所用）に基づき重要事項の説明を行いました。

同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項の説明の同意書の提出をお願いします。（提出がない場合入園が出来ません。）

また、いただいている個人情報の提供の同意書についても、提供の協力をお願いします。

なお、この説明及び同意書の提出は入園を意味するものではありません。入園については、契約をもって入園決定となります。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額	
オムツ処理に係る費用	オムツ処理代	月額	約 300 円
連絡ノート代	連絡帳 1 冊につき実費	1 冊	約 430 円
絵本代	(月齢に応じたもの)	月額	約 420 円
連絡帳ケース	連絡帳と集金袋を入れる袋(新入園児)	新入園児	約 290 円
せいさく帳	個人用製作帳		約 590 円
クレヨン 12 色	絵画制作用	そら組	約 720 円
帽子代(組毎の色)	新入園児 実費		約 1020 円
災害共済加入※1	日本スポーツ振興センターの 災害共済の掛け金	1 名(年額)	310 円 (別紙にて説明いたします)

※1については、保護者負担になります。

負担金につきましては、価格の変動に応じて変更させていただきます。

※ 本園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。
(領収袋の捺印にて代えさせていただきます。)